

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が一般国道〇号の特定区間に係る規制台帳抄本を特定して令和元年10月18日付けで行った公文書開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年10月4日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、地図を別紙として添付して「別紙の囲んだ部分の交通規制台帳 別紙は通常の地図とし、個人情報の部分は除く」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、特定の道路について保有する規制台帳抄本を公文書として特定し、令和元年10月18日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和元年11月11日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和2年6月3日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和2年7月15日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求書に添付した別紙の地図（以下「地図」という。）の囲んだ部分は、国道○号の歩道ではない。実施機関が特定した文書は、路線名が一般国道○号となっており、別の文書を特定し、開示決定したことは不当である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分について

地図の囲んだ部分の一部は、一般国道○号（以下「国道○号」という。）の歩道に該当する。当該部分は、国道○号の歩道で自転車の通行を可能とする規制区間に含まれることから、当該規制区間に係る規制台帳抄本（以下「本件対象文書」という。）を公文書として特定し、開示決定をした。

(2) 本件対象文書の特定について

地図の囲んだ部分のうち、国道○号の歩道に該当しない部分については、交通規制を行っておらず、交通規制台帳を保有していない。したがって、文書の特定は適正に行っている。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項は、「都道府県公安委員会（・・・略・・・）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。」と規定し、同条第2項は、「前項の規定による交通の規制

は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。」と規定している。交通規制は、これらの規定に基づき都道府県公安委員会が必要があると認めるときに、交通規制の対象とすべき道路や区間等を限定して行われる。

実施機関によると、交通規制の実施について埼玉県公安委員会の意思決定が行われたときは、その都度、交通規制の対象とされた道路について、対象区間を明記して専用のシステムに登録することで交通規制台帳を作成する。また、特定の交通規制についてシステムから交通規制台帳を印字出力する場合は、「規制台帳抄本」として印字出力されるとのことであった。

本件対象文書は、本件開示請求に係る交通規制台帳として実施機関が印字出力した特定の道路の規制台帳抄本である。

## (2) 本件審査請求の争点

実施機関は、地図の囲んだ部分のうち、国道〇号の歩道である部分については交通規制を行っていることから交通規制台帳を保有するが、他の部分については交通規制を行っていないため保有していないとして、本件対象文書を公文書として特定して全部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に対して別の文書を特定し開示決定を行ったことは不当であると主張する。このため、本件対象文書の特定の妥当性が本件審査請求の争点となる。

### ア 地図の囲んだ部分について

実施機関によると、地図は特定の警察署において業務上作成した国道〇号を中心とする見取図であり、本件開示請求の手續の際に審査請求人が交通規制台帳の開示を求める部分を線で囲み、その部分を指して「囲んだ部分」と書き入れたものであるとのことであった。当審査会で地図を見分したところ、車道である太い道路及びこれに沿った歩道（国道〇号）が南北に伸び、当該歩道に向かって西側から細い道路が伸びて接続していること、また、細い道路とその延長上の国道〇号の歩道部分がひとくくりに囲われ、その部分を指して「囲んだ部分」と書き入

られていることが確認できた。

また、国道○号の歩道と細い道路の接続について、この地点の所在する市に確認したところ、細い道路は市道（路線番号○○○○○）であり、国道○号の歩道に接続しているとのことであった。

これらのことから、地図の囲んだ部分は、市道と国道○号の歩道という二つの道路で構成されていることが確認された。

#### イ 本件対象文書の特定について

実施機関は、地図の囲んだ部分のうち国道○号の歩道部分は交通規制を行っているため交通規制台帳を保有しているが、市道部分は交通規制を行っていないため交通規制台帳を保有しておらず、このため本件開示請求に係る対象文書は本件対象文書のみであると主張する。交通規制が必要に応じて道路や区間を限定して行われることに鑑みると、実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

更に、本件開示請求は、国道○号の歩道部分と市道部分を区分して交通規制台帳を請求したのではなく、両者をひとくくりに囲み、その部分について請求したものであるため、実施機関が2つの道路について別個に開示等を決定するのではなく、囲んだ部分を一体として捉えて開示決定を行ったことは不合理なものとはいえず、「別の文書を特定し開示決定を行った」との審査請求人の主張は当たらない。

よって、実施機関が本件開示請求に対して本件対象文書を特定したことは妥当である。

#### ウ その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、甲原 裕子、鈴木 陽子

審議の経過

年 月 日	内 容
令和2年 6月 3日	諮問（諮問第322号）を受け、弁明書の写しを受理
令和2年 7月15日	諮問庁から意見聴取及び審議（第三部会第152回審査会）
令和2年 8月18日	審議（第三部会第153回審査会）
令和2年 9月17日	審議（第三部会第154回審査会）
令和2年10月21日	審議（第三部会第155回審査会）
令和2年11月18日	審議（第三部会第156回審査会）
令和3年 1月13日	答申